



小金井市

第5次男女共同参画行動計画

平成29年3月

小金井市

男女平等都市宣言

平成8年12月3日

告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

はじめに

近年、少子高齢化の進行に伴う人口減少など日本社会を取り巻く環境は変化しており、あらゆる場における女性のさらなる活躍や男女がともに仕事と育児・介護等が両立できる労働環境の整備等が求められ、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、法整備も進んでまいりました。



一方、依然として残る固定的性別役割分担意識の解消や男性中心の働き方を前提とする労働慣行の見直し、さまざまなハラスメントの防止など取り組むべき課題も残っています。

だれもが互いに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方を選択することができる社会の実現が求められています。

小金井市では、昭和59年に最初となる「小金井市婦人行動計画」を策定以来、平成25年度からは「人権とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とした第4次の行動計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

この度、この基本理念を引き継ぐとともに、これまでの成果と課題を踏まえつつ、社会の変化に対応するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性活躍推進法」に基づく市の基本的な計画を内包する「第5次男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民、事業者、関係団体、関係機関の方々がそれぞれの役割を担い、連携、協働しながら取り組んでいくことが何より重要と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました男女平等推進審議会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

小金井市長

西岡真一郎

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
第 2 章 小金井市の現状	9
1 人口等の推移	11
2 アンケート結果概要	18
3 第 4 次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	21
第 3 章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 計画の体系	31
第 4 章 施策の展開	33
基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	35
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	52
基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	62
資料編	69
1 策定経過	71
2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿	73
3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱	75
4 男女共同参画に関する動き	77
5 用語集	83
6 関係法令集	85

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 11 年(1999 年)に公布施行された「男女共同参画社会基本法」においては、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置付けられています。

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

小金井市（以下「本市」という。）では、そうした社会の実現に向けた動きが「男女共同参画社会基本法」の制定以前から生まれており、国内外の動向と連動しながら、草の根的活動に端を発し、平成 8 年(1996 年)の「男女平等都市宣言」や平成 15 年(2003 年)の「小金井市男女平等基本条例」の制定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和 59 年に「小金井市婦人行動計画」を策定以来、時代に合わせ行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

しかしながら、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{※1}の推進など、取り組まなければならない課題は多く、それらに対応する法律の制定や改正も行われています。また、マタニティ・ハラスメント^{※2}やリベンジポルノ^{※3}、L G B T^{※4}に総称される性的少数者からの問題提起など、時代が進むとともに新たな課題も顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、本市では、第 4 次男女共同参画行動計画期間中に制定された新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「小金井市第 5 次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

※2 ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

※3 リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開するいやがらせ行為及びその画像をいいます。

※4 L G B T

Lesbian=レズビアン（女性同性愛者）、Gay=ゲイ（男性同性愛者）、Bisexual=バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）、これらの頭文字をつなげた言葉です。

【第4次男女共同参画基本計画の策定】

国では、平成27年（2015年）12月に男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この中では、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、①男性中心型労働慣行等の変革や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行等に取り組む「あらゆる分野における女性の活躍」、②非正規雇用やひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるための環境整備や女性に対する暴力の根絶に取り組む「安全・安心な暮らしの実現」、③男女共同参画の視点に立った各種制度の整備や男女共同参画への国民の理解の促進等を図る「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定】

平成27年（2015年）8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。女性活躍推進法では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である」ことから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主における必要な取組を行うことを求めています。これに基づき、地方公共団体は国の定める基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することになりました。また、事業所内における女性の採用・登用・能力開発等の取組を推進するため、常用雇用者301人以上の民間事業主は「事業主行動計画」を、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」を策定することとされています。

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正】

平成 28 年（2016 年）3 月、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の公布に伴う「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正により、事業主に対する、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました（平成 29 年 1 月 1 日施行）。この改正により事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことに加え、上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならないことが追加されました。また、平成 28 年（2016 年）8 月には、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置についての指針等が公布され、事業主は、「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」「相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」「職場における妊娠、出産等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応」を整備することが求められています。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正】

平成 25 年（2013 年）7 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）」が公布されました（平成 26 年 1 月 3 日施行）。この改正によって、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV^{※5}防止法」という。）に改められ、従来はその対象から外れていた、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象（DV防止法第 28 条の 2）とされることとなりました。

※5 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

【ストーカー^{※6}行為等の規制等に関する法律の一部改正】

平成 25 年（2013 年）7 月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました（平成 25 年 10 月 3 日施行）。この改正により、「拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為」が新たに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）の対象となりました。また、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等についての被害者の関与の強化などの措置等が講じられています。その他、国及び地方公共団体が、被害者に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないこととしています。

【東京都女性活躍推進白書の策定】

東京都では、平成 28 年（2016 年）2 月に「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、「ライフイベントから見た女性の現状と課題」「多様な女性が活躍する現在と未来の姿」「東京に変革をもたらすための取組の方向性」の 3 部で構成されており、東京の女性の活躍に焦点を絞り、女性の職場や地域での活躍の現状と課題を明らかにするとともに、さまざまな分野で活躍する女性の姿に学んだ課題克服のヒント、それらを基にした、あらゆる場における女性の活躍推進をより確かなものにする取組の方向性までを総合的に取りまとめた自治体初となる白書となっています。

^{※6} ストーカー

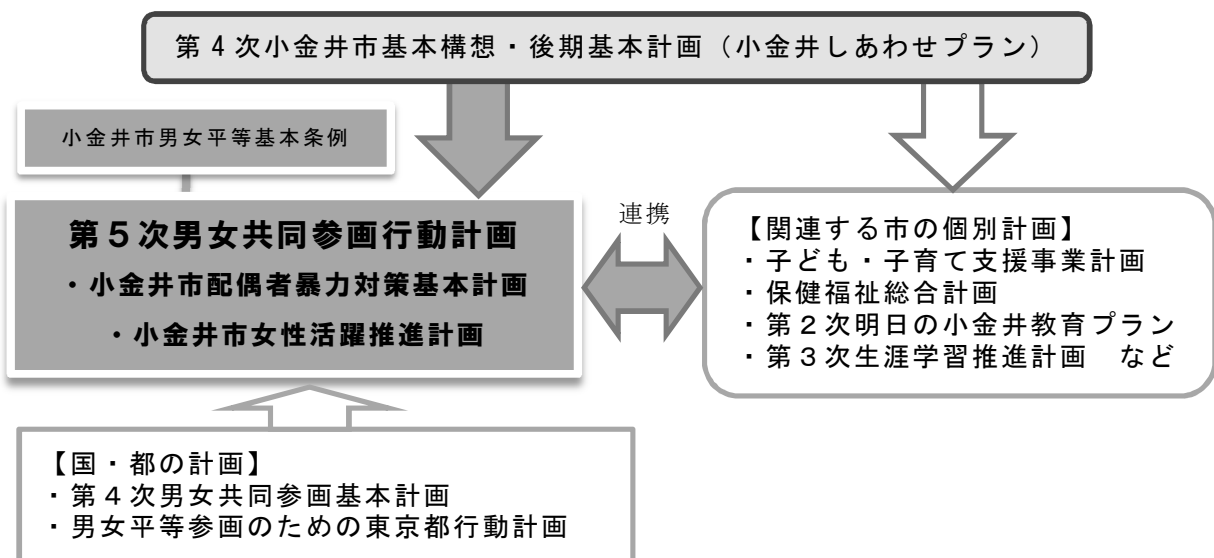
同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第 10 条第 1 項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項（DV防止法第 28 条の 2 の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

（計画の期間）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 4 次男女共同参画行動計画				第 5 次男女共同参画行動計画			
第 4 次小金井市基本構想							
前期基本計画			後期基本計画				
				(国) 第 4 次男女共同参画基本計画			
(都) 男女平等参画のための東京都行動計画							

第 2 章

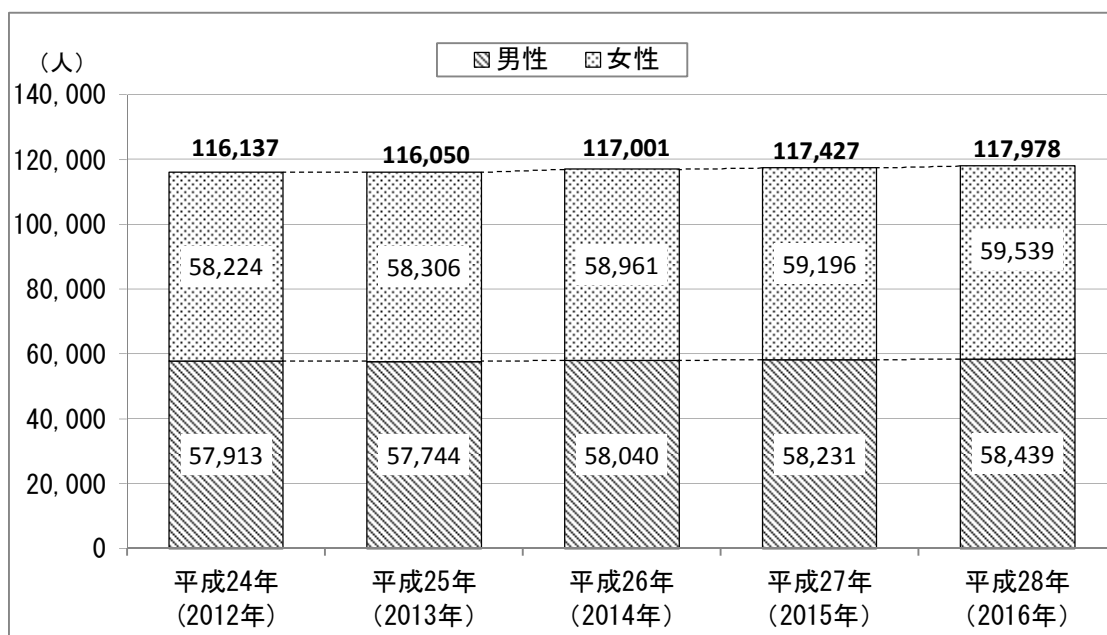
小金井市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口はおおむね 117,000 人で推移しており、平成 28 年（2016 年）1 月 1 日現在、117,978 人となっています。

＜男女別人口の推移＞

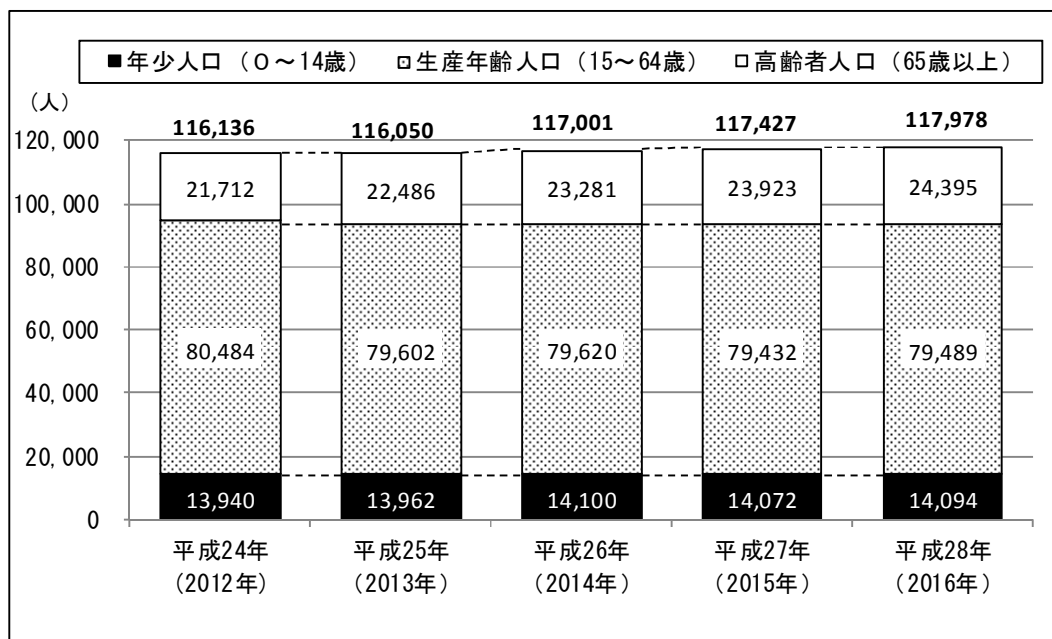


出展：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

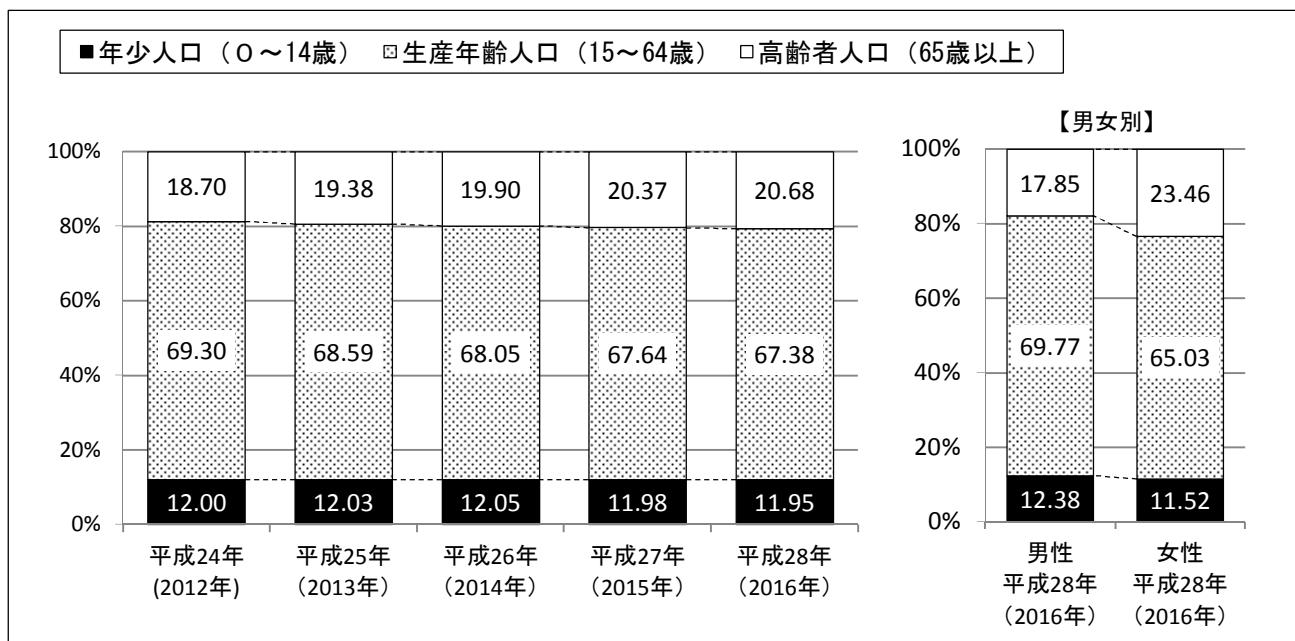
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の人口はあまり伸びておらず、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。高齢化率は平成28年（2016年）現在 20.68%となっています。またこれを男女別にみると、女性の高齢化率は23.46%と男性より多くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>

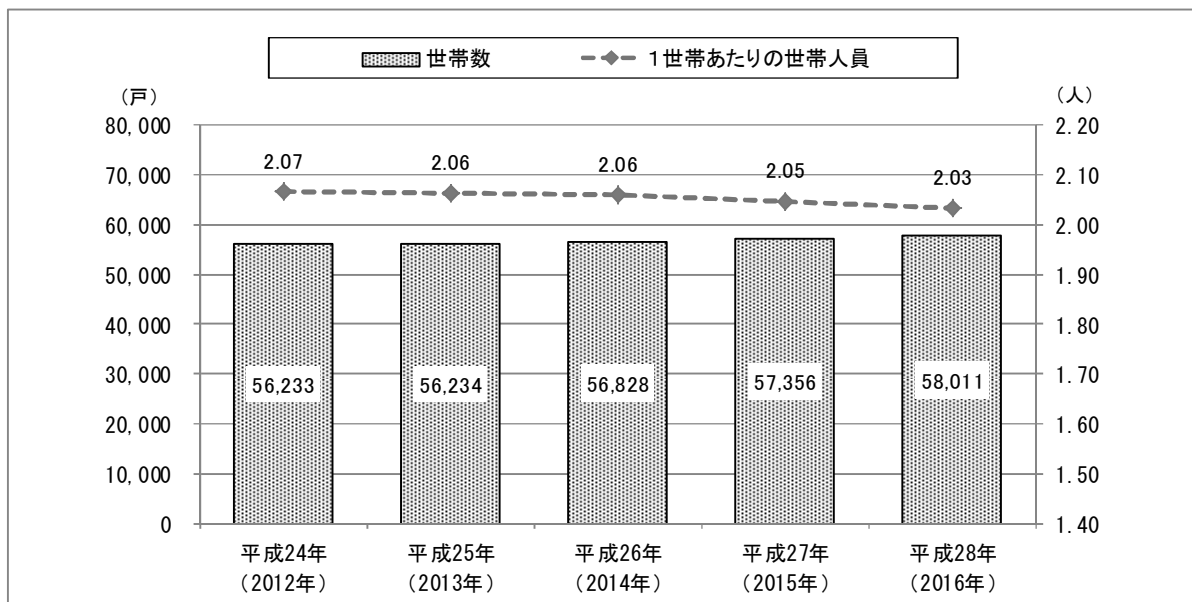


出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

(3) 世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、平成 28 年（2016 年）時点で 58,011 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成 28 年（2016 年）では 2.03 人となっています。

＜世帯数、1 世帯あたりの世帯人員の推移＞

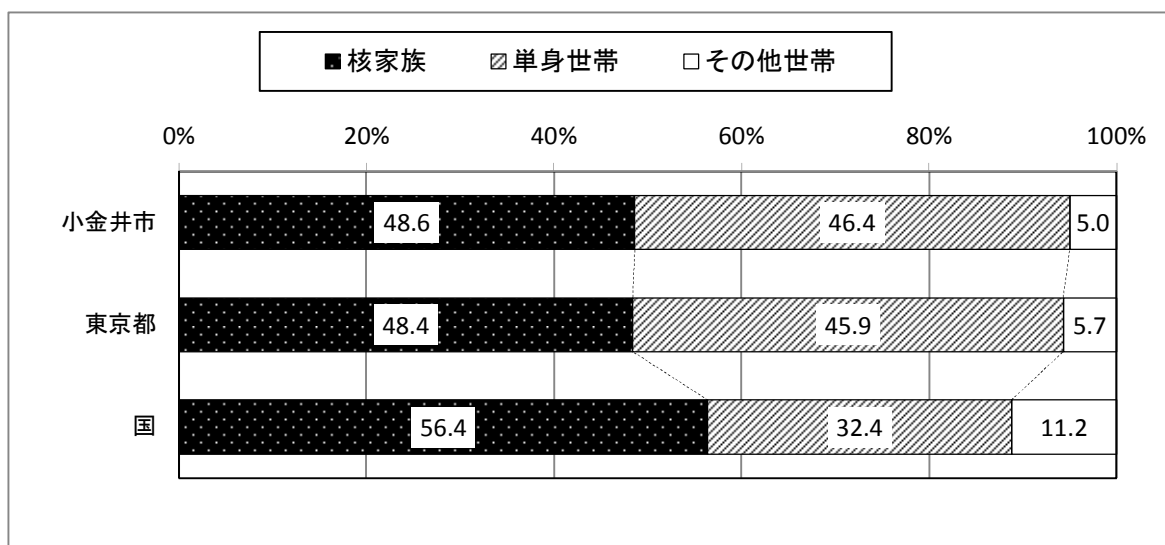


出展：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

(4) 家族類型

家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ 4 割半ばを占めています。単身世帯の割合は東京都よりもやや高く、国と比較すると 14 ポイント高くなっています。

＜世帯の家族類型別割合＞

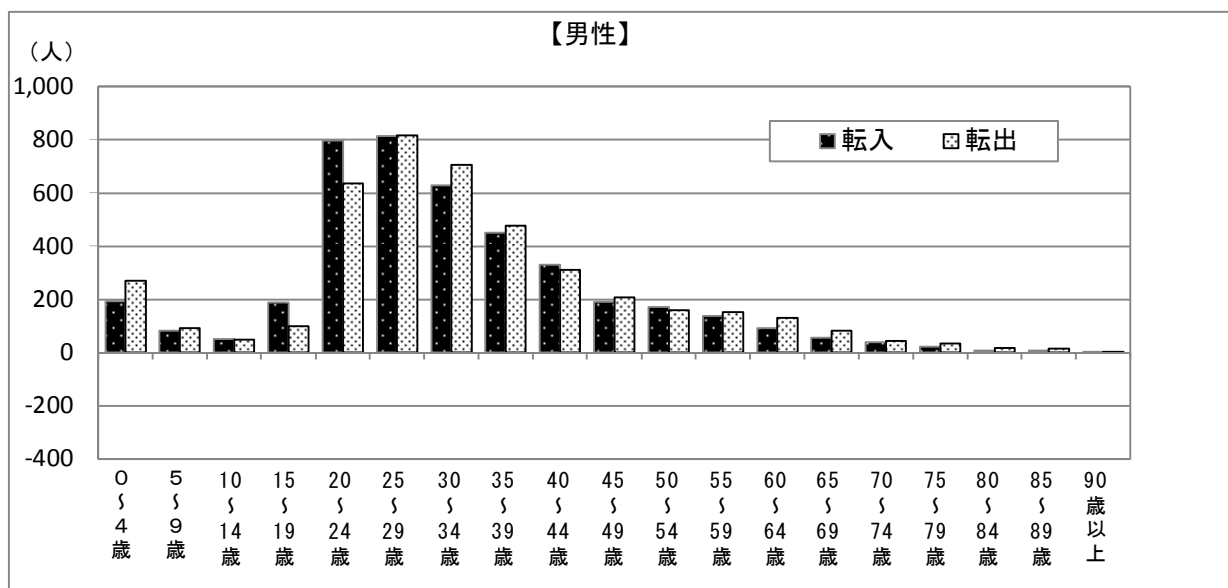
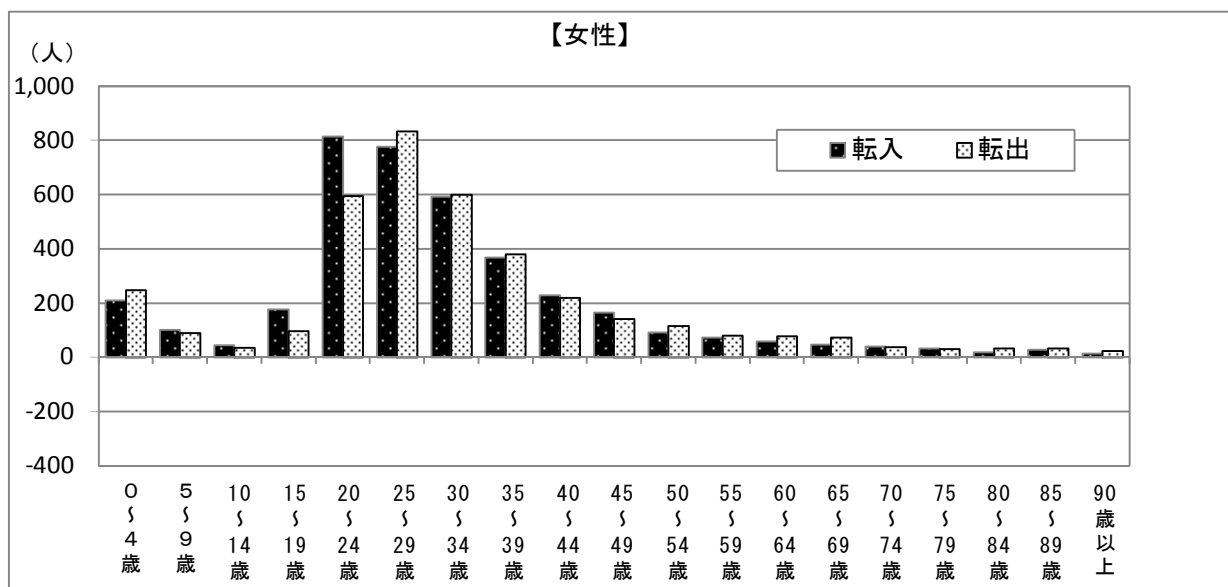


出展：平成 22 年国勢調査

(5) 転入・転出数

平成 27 年（2015 年）の転入・転出状況を見ると、男女とも特に 20～24 歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多く、女性では 25～34 歳、男性では 30～34 歳という若い世代の転出が多くなっています。

<男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：平成 27 年（2015 年）>

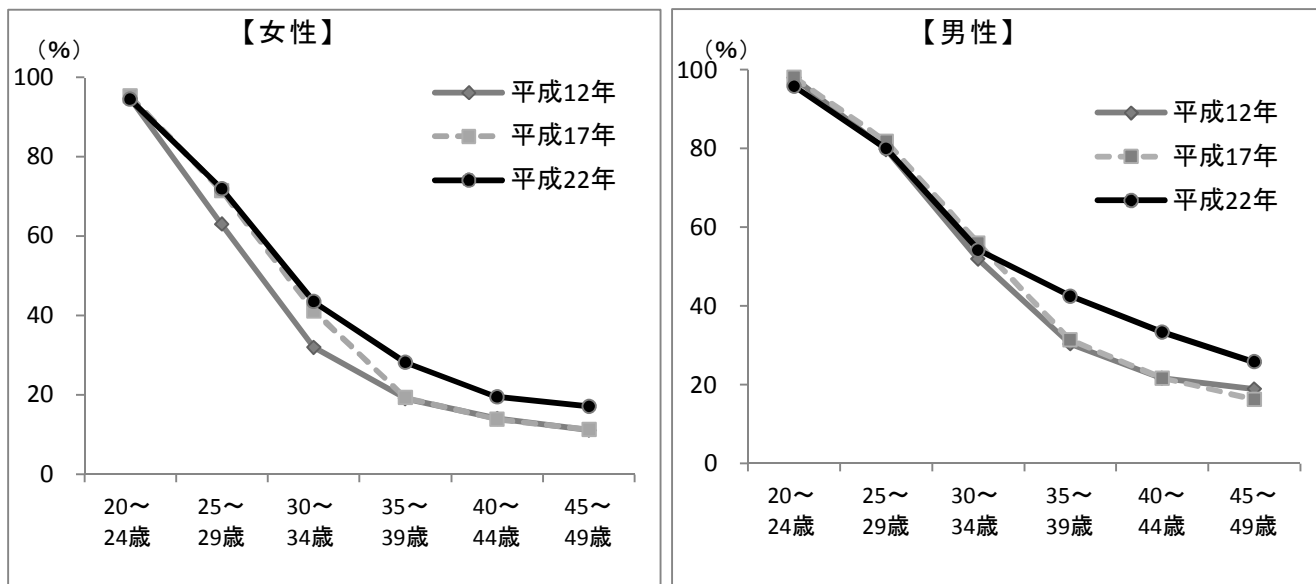


出展：住民基本台帳人口移動報告

(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけて、男女とも特に35歳以上の層において未婚率が上昇しています。

＜男女別 未婚率の推移＞

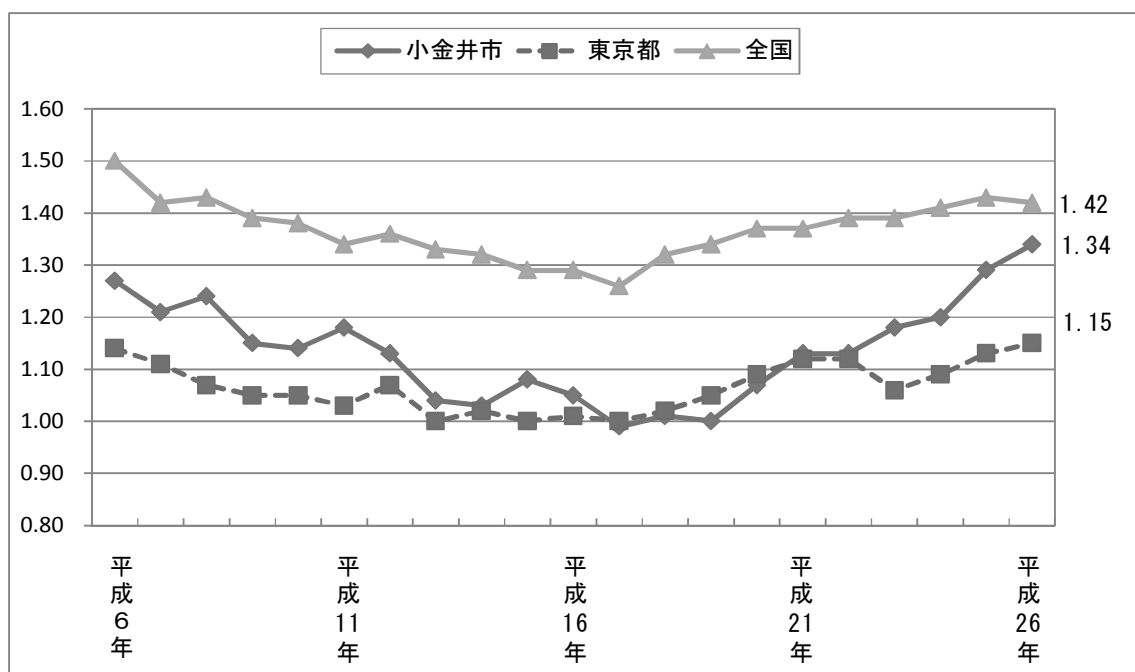


出展：平成22年国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成19年（2007年）頃までは減少傾向でしたがそれ以降増加に転じ、平成26年（2014年）時点では1.34と全国の値に近づいています。

＜合計特殊出生率の推移＞



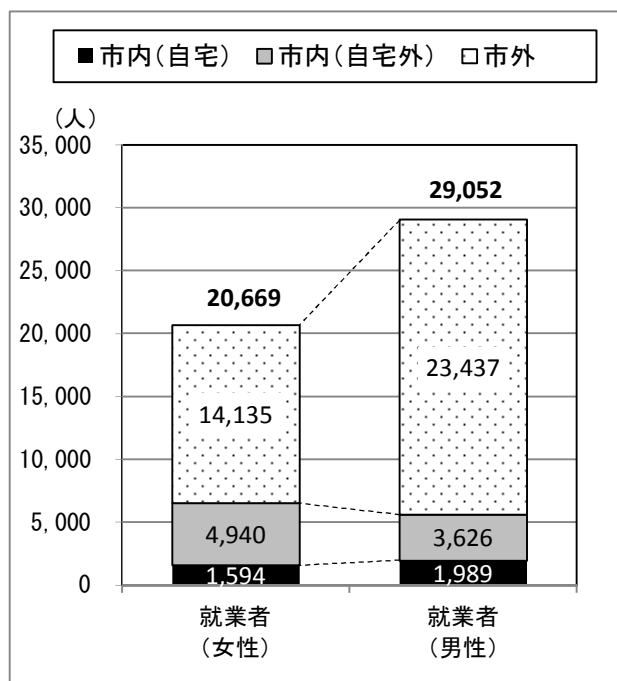
出展：東京都人口動態統計

(8) 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は 20,669 人、男性就業者は 29,052 人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では約 7 割、男性では 8 割と大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方がより多くなっています。

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が 47.6%、非正規雇用が 52.4%、男性では正規雇用が 80.4%を占めています。

<男女別・就業地（市内・市外）による 15 歳以上の就業者数>

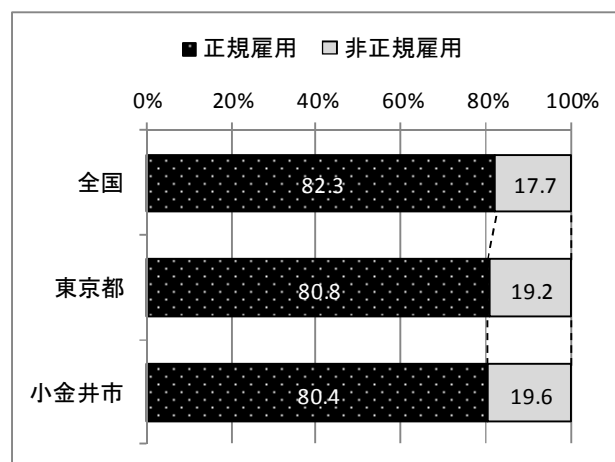
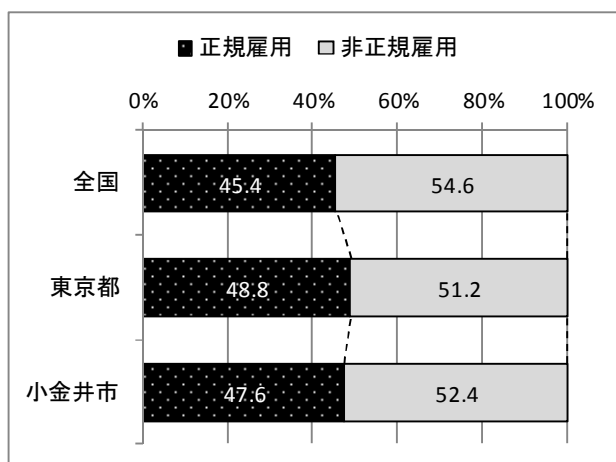


出展：平成 22 年国勢調査

<男女別・従業上の地位>

【女性】

【男性】

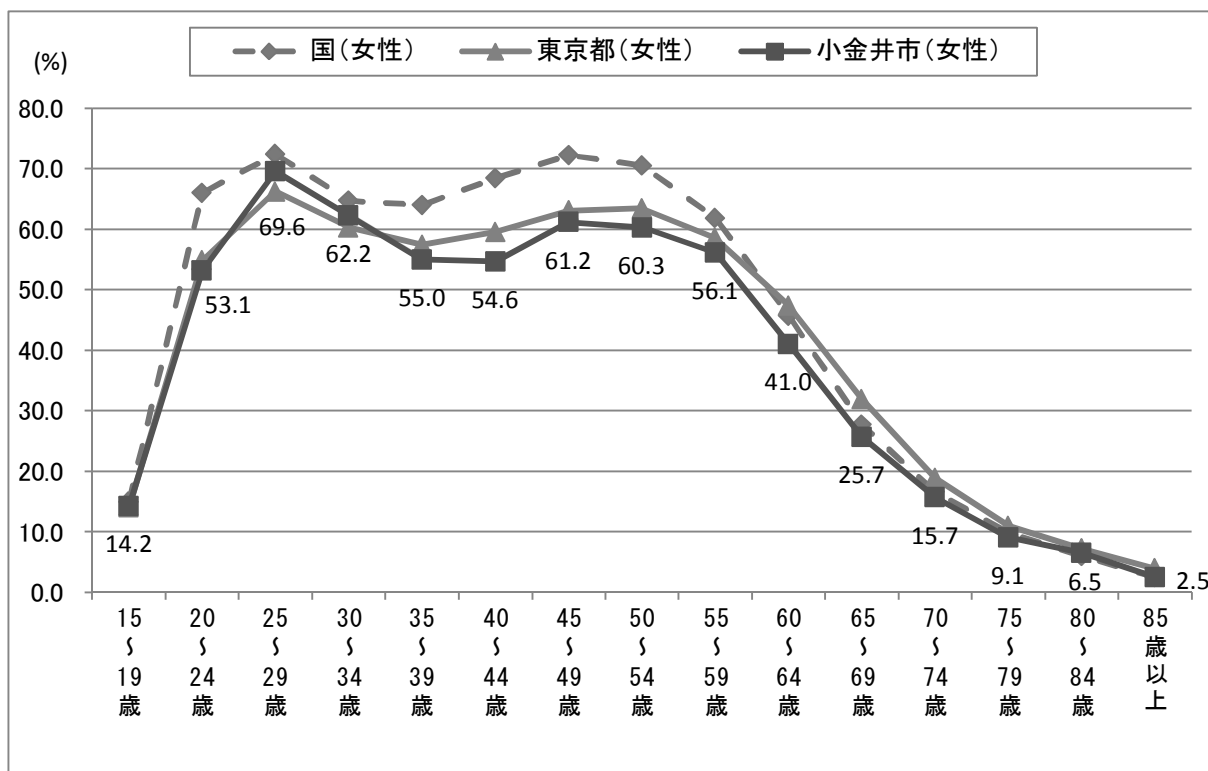


出展：平成 22 年国勢調査

(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～44歳にかけて減少するいわゆるM字型^{※7}となっています。市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

<女性5歳階級別の労働力率>



出展：平成22年国勢調査

※表示している数値は小金井市（女性）

※7 M字（型）曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
調査期間：平成27年9月25日～10月13日
回収結果：874票／2,000票（有効回収率：43.7%）

1 男女平等意識

○各分野の男女平等観

「男女平等である」が5割を超えるのは“学校教育の場”のみとなっている。

《男性優遇》は“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”で7割台、“職場”や“社会全体として”で6割台と多くなっている。また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れている。

全体として、前回（平成24年度）調査の結果と大きな変化は見られず、市民の中では依然として《男性優遇》の社会であるという感じ方は変わっていない。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

○1日あたりの家事に携わる時間

平日は、女性では3時間以上が約4割、男性では1時間以上が2割、「まったく関わっていない」も2割台となっている。これは就労状況や共働き状況でみても大きな違いはなく、女性が家事に多くの時間を割いていることがわかる。

○1日あたりの仕事に携わる時間

一方、就業の時間をみると、女性では8時間以上が3割弱、男性では5割台と多い。また男性では「10時間以上」が4割弱を占めており長時間労働の現状が浮かび上がっている。

○生活における優先度（希望・現実）

生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について希望と現実（現状）を聞いたところ、希望と異なり、現実には、女性では『家庭生活優先』、男性では『仕事優先』が多くなっている。理想と現実のギャップは特に男性の30代と50代を筆頭に大きくなっている。

前回調査と比較すると希望・現実双方において『家庭生活優先』の割合が増えており、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が流動化してきていることも垣間見られる。

○男女の役割分担意識（男は仕事、女は家庭）

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という意見について聞いたところ、女性では《反対》が半数以上を占めている。一方、男性では《賛成》と《反対》がともに4割台で並んでおり男女差がみとれる。年代別でみると、男性では年代が上がるにつれて《賛成》が増え、50歳代を境に《賛成》が多数派を占めるようになる。この結果、50代・60代において男女の意識差が最も大きくなっている。

国（内閣府）の調査と比較すると《賛成》は全国に比べて少ないが、前回調査結果と比べると男女ともに《賛成》がやや増加している。

○一般的に女性が仕事を持つことについての考え

男女とも「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」（中断再就職型）が4割弱で最も多く、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」（就労継続型）も3割台となっている。年代別でみると、40代までは女性は就労継続型、男性は中断再就職型を選択する人が多く、意識の違いがあらわれる。

国（内閣府）の調査結果では就労継続型が4割台、中断再就職型が3割台であり、これと比較すると男女とも中断再就職型が多くなっているのが特徴といえる。

○女性の就労継続のために必要なこと

「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.5%と特に多い。以下、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が5割台で続いている。

○子どもを産み育てやすい環境

「認可保育園など保育施設の拡充」が7割を超えて最も多くなっている。以下、「育児休業中の給与の保障」、「子どもが病気の時一時的に預かってくれる施設の充実」、「学童保育の充実」が5割以上で続いている。

○介護してほしい人

女性では「施設や介護サービスの職員」が多く、男性では「配偶者」が多くなっている。

○介護が女性負担となりがちな理由

「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が7割弱で最も多くなっている。以下、「男性の方が仕事の時間が長く介護の時間がとれないから」や、「介護休業制度がまだ不十分だから」といった意見が続いている。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は依然として根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には遠い状況である。それを阻んでいるのは制度だけでなく、意識も障壁となっている。

3 人権尊重・暴力防止

○DVの被害経験

「まったくない」が7割以上となっている。「被害の経験」では“怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する”が1割程度となっている。被害経験ありは女性で18.3%、前回調査とほぼ変わらない。なお、国の調査では女性の被害経験は23.7%であり、市の結果はそれより少ない。

女性のDV被害における相談経験（20.3%）は前回（30.8%）より減少しており、相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思った」が増加している。

○DV被害の相談先

相談先は「友人・知人」や「親族」が多く、「医師、カウンセラーなど」や「市役所の窓口・電話相談など」の専門機関や公的機関の利用は1割前後となっている。

4 推進のための仕組みづくり

○市の施策・取組の認知状況

市の施策や取組について、「知っている」はいずれも1割未満となっている。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等都市宣言”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”が2割台。一方、「知らない」は多くの項目で7割以上となっている。前回と比較しても認知は微増から横ばいにとどまるものが多い。

○男女共同参画に関わることばの認知状況

男女共同参画に関わるさまざまなことばを知っているか聞いたところ、「知っている」は、各種ハラスメントで8割台と多い。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“育児・介護休業法”が8割台、“ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）”、“ジェンダー”が6割台となっている。男女共同参画社会基本法は「知らない」人の方が多く、前回調査よりも認知度は下がっている。

○施策要望

男女平等社会を実現するための市の施策として、今後、どのようなことが重要か聞いたところ、「女性が働きやすい環境づくりの促進」と「子育て支援策の充実」の2項目が6割台で多くなっている。この他では、「女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実」と「学校で平等意識を育てる教育の充実」が4割台で続いている。前回調査から大きな違いはない。

3 第4次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第4次男女共同参画行動計画期間（平成25年度～平成28年度）における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

目標1

互いに認め合い、男女平等意識を備えたひとを育む

【主な取組】

人権・男女平等意識の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、さまざまなテーマを取り上げた「男女共同参画シンポジウム」や市民の実行委員による企画・運営による啓発イベント「こがねいパレット」をはじめ、各種講演会等を実施してきました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、市民の編集委員とともに男女共同参画推進に向け、さまざまな情報を発信しました。

【主な取組】

男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」（平成24年3月作成）を活用し、市が情報発信する際には、偏りのない表現、適切な言葉や表現に留意するよう努めてきました。また、第4次の年次報告書作成に合わせ、適正になされたかを全課へ調査し、調査結果を掲載しました。すべての課が「十分できている」、「概ねできている」と回答しています。

さまざまな啓発に取り組んできたところですが、残念ながら意識調査結果からは、市の男女共同参画施策や関連する言葉に対する認知度が依然として低いことが伺えます。今後、各種の啓発事業によりさらに認知度を高めていく必要があります。

【主な取組】

女性の就労に関する支援

自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう支援していくため、これまでも、東京しごとセンター多摩との共催事業による再就職支援講座の開催、求人情報を無料で掲載できる就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を通じて、就労や雇用に関するさまざまな情報提供するなど、女性の就労支援に取り組んできました。

創業支援の一環として、平成 26 年度（2014 年度）には「東小金井事業創造センター」を開設し、創業を希望する市民や本市での創業を希望する事業者へ相談や情報提供、各種セミナーを実施し、支援に努めています。

【主な取組】

自立した生活への支援

だれもが生涯を通じて健康で自立し、地域で安心して暮らせるよう各種相談事業を実施してきました。

女性のさまざまな悩みごとの解決が図れるよう実施している女性総合相談については、平成 25 年度（2013 年度）から実施回数を増やし、小さなお子さんのいる女性も相談しやすいように相談中の保育にも対応し、相談事業の充実に努めました。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現した暮らしをめざすためには、特に男性の家庭参画（家事・育児・介護・地域活動等）が求められ、就労環境の整備（長時間労働の改善等）や、男性や経営者・管理職等への意識啓発が課題となっています。また、意識調査結果では、女性が働きやすい環境づくりの促進や女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実等が、施策要望の上位にあげられています。だれもが能力を発揮できる多様な働き方、ライフスタイルの実現に向け、関係機関と連携を図りながら、引き続き各種事業の実施や情報提供等に努める必要があります。

目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

【主な取組】

DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

さまざまな機会を活用した啓発活動を進めるため、平成 24 年度（2012 年度）から国の広域的な取組「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、庁舎内においてDV防止パネル展を実施し、DV防止啓発冊子や市の男女共同参画施策を紹介したパネル展示を行い、啓発に取り組みました。また、DV相談カード等を医療機関等関係機関に配布するなど早期発見のための連携に努めました。

【主な取組】

庁内連携体制の充実

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、庁内関係部署との情報共有・連携を図り、住所・居所に係る証明書の交付等における支援体制を強化しました。

平成 25 年（2013 年）のDV防止法の一部改正に伴い、適用対象が、生活をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。意識調査においては、DV被害経験のある方が相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」という回答が多くあげられています。DVは重大な人権侵害であるという認識を高めること、DVのみならず、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、虐待など、さまざまな人権侵害に対し、暴力を容認しない社会的機運の醸成を図ることが大切です。また、関係機関及び関係各課と連携した、相談しやすい窓口づくりに努め、被害者支援、相談体制を充実していく必要があります。

目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

【主な取組】

庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「第2次小金井市人材育成基本方針」（平成26年6月策定）に基づき女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、「女性キャリア支援研修」を実施しました。また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき平成28年（2016年）4月に「小金井市特定事業主行動計画（第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン）」（以下、「小金井市特定事業主行動計画」という。）を策定し、男性育児休業取得率13%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

【主な取組】

市民や地域団体との協働^{※8}

平成28年度（2016年度）に協働事業提案制度が創設され、地域における公共的課題解決に向け、市民と市が協働して取り組む事業が始まりました。

【主な取組】

計画の推進体制の強化

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、第4次の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

本市では、政策・方針決定過程への男女の参画の取組として、審議会等への女性の参画率＝目標50%を掲げています。

市民参加条例に基づき、附属機関等の委員構成においては男女に偏りのないよう努めていますが、全体の参画率は32.2%（平成28年4月1日現在）と目標に及ばない状況であり、達成に向け、引き続き取組が必要です。

また、男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の推進体制を充実していくことが重要です。今後も、男女ともに働きやすい職場づくりに努め、行動計画の実効性を高めるよう、男女平等推進審議会とともに進捗管理と計画的な推進に努めます。

※8 協働

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること。

市民参加による推進事例

◆こがねいパレット

昭和 52 年(1977 年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62 年(1987 年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21 世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13 年(2001 年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

◆情報誌「かたらい」

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和 63 年(1988 年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成 12 年(2000 年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

◆「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15 年(2003 年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成 18 年(2006 年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

◆市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和 59 年(1984 年)には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成 7 年(1995 年)、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第 2 次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成 8 年(1996 年)には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第 3 次行動計画策定時の平成 13 年(2001 年)に設置された「(仮称)第 3 次小金井市行動計画策定委員会」において、平成 15 年(2003 年)の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第 5 章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

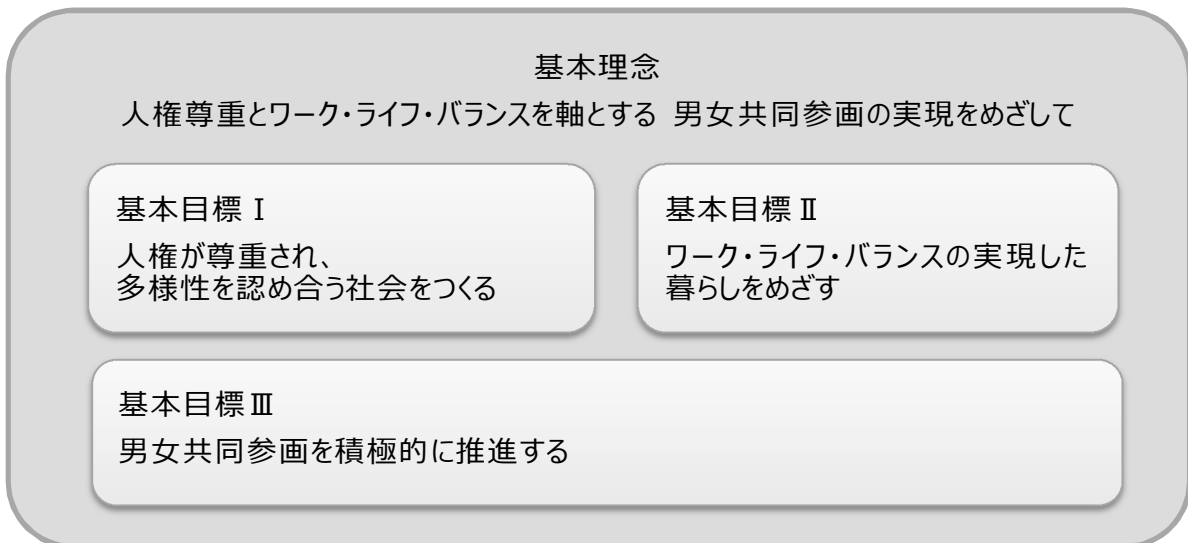
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられることがないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

※基本目標IIの1～3は、小金井市女性活躍推進計画

第 4 章

施策の展開

事業名の「★」マークは新規事業を示します。

新規事業には、本計画として初めて記載される事業、新たな視点で取組む予定の事業等が含まれます。

基本目標 I

人権が尊重され、多様性を認め合う 社会をつくる

主要課題 1

人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

本市ではこれまで、情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

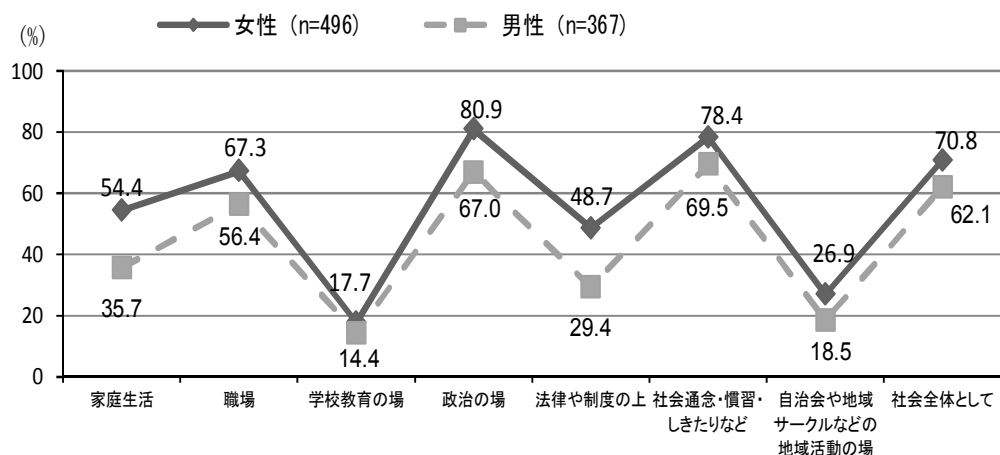
しかしながら、平成 27 年（2015 年）に実施した市民意識調査の結果をみると、社会全体としての《男性優遇》評価は男女ともに 6 割超となっています。これは、前回（平成 24 年実施）調査の結果とほぼ同様であり、市民の中では依然として男性優遇社会であるという感じ方は変わっていないことが分かります。

だれもが自分らしく生きることができる社会づくりのためには、人々の意識や行動、それに基づく社会慣行によって性別による不利益が生じないよう、引き続き啓発が必要です。

また、最近では L G B T^{※4}に総称される性的少数者からの問題提起など、従来の枠にとどまらない新たな課題も生じております。さまざまな社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、メディアや刊行物における人権侵害の防止など、多様性を認め合う社会の実現に向け、さまざまな観点からの対応が求められています。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続きさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていくことが必要です。

各分野における《男性優遇》評価の割合



平成27年調査「小金井市男女平等に関する意識調査」

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

施策の方向（1）人権・男女平等の意識改革の推進

市の男女平等都市宣言や男女平等基本条例の普及・浸透とともに、市民一人ひとりが、その多様性を認め合える社会に向け、さまざまな手段による広報・啓発活動を行うとともに、人権・男女平等の意識改革につながる講演会等を開催します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布 	広報秘書課 児童青少年課
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	<p>男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知 	企画政策課

NO	事業名	事業内容	担当課
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	<p>人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等 	企画政策課 図書館
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	<p>市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。</p>	企画政策課

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(5)	人権に関する講演会等の開催	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演会の開催 ・人権作文発表の実施 ・人権啓発物品の配布 	広報秘書課
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	<p>男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。</p>	企画政策課
(7)	「こがねいパレット」の開催	<p>男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。</p>	企画政策課

施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別をはじめ、個人の置かれた環境や状況に関わらず、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、メディアや刊行物等への配慮、人権相談など人権を尊重する環境づくりを進めます。また、男女共同参画の視点から、国際理解・交流活動などの多文化共生^{※9}のまちづくりのための取組を推進します。

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課
(8)	メディア・リテラシー ^{※10} に関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課
(9)	★情報モラル教育 ^{※11} の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおける手引きの周知 ・職員研修等庁内における手引きの周知 ・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行 	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

※9 多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

※10 メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のことでもあります。

※11 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度が「情報モラル」であり、それを各教科の指導の中で身につけさせることを情報モラル教育といいます。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容が含まれます。

施策② 人権尊重における相談対応の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 ・人権・身の上相談、市民相談 ・女性総合相談	広報秘書課 企画政策課

施策③ 多文化共生のまちづくり

NO	事業名	事業内容	担当課
(13)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課
(14)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課
(15)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室
(16)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等	コミュニティ文化課 公民館

小金井平和の日条例

男女共同参画社会づくりの基盤として、互いに認め合い、人権を尊重する意識が育まれることが大切です。本市では、男女平等の視点にとどまらず、命の尊さを考え、平和を希求する「小金井平和の日条例」を平成 26 年（2014 年）12 月に制定しました。

主要課題 2

男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習は大きな役割を担っています。

特に、幼少期の教育は重要であり、小さい頃から活動の中で個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいけるよう、男女平等の視点に立った保育・教育を推進していくことが必要です。

また、男女共同参画が真に根つき、実践されるためには、幼少期にはぐくまれた男女平等に対する価値観が生涯にわたって大切に保持されることが重要です。そのため、学校卒業後も、それぞれのライフステージに応じ、時代に即した、男女共同参画に関するさまざまな学びの機会を提供していくことが必要です。

施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努め、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(17)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課 指導室
(18)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導	指導室

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けた多様な学習機会の提供に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(19)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 ・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課
(20)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課
(21)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(22)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。	公民館
(23)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。 ・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	生涯学習課 公民館

主要課題3

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

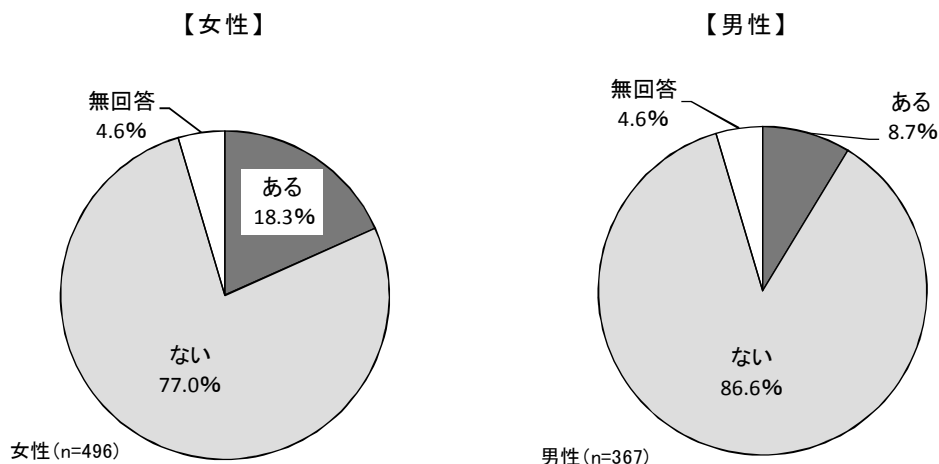
本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成22年(2010年)に策定し、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

市民意識調査の結果によると、DVの被害については「まったくない」が男女ともに7割以上、被害経験ありは女性で18.3%と、前回(平成24年実施)調査とほぼ変わらない結果でした。

さらに近年では、若者の間で結婚前の交際相手との間に起こるデートDV^{※12}が身近な問題になっており、若年層への啓発と被害防止対策の必要性が高まっています。

だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成するとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりや関係機関と連携した被害者支援の充実が必要です。

DVの被害経験



平成27年調査「小金井市男女平等に関する市民意識調査」

※12 デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

施策の方向（１）暴力の未然防止の意識づくり

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動、若年層への教育や啓発、医療機関や健診機会の活用など、暴力の未然防止と早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容	担当課
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 ・DV相談カードの配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課
(26)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課 子育て支援課 (関係各課)

施策② 若い世代への啓発・教育の推進 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(27)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室
(28)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 ・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発 ・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課

施策の方向（２） 被害者支援の推進

被害者が自立し、安心して暮らしていくために、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含めた家庭に対する心のケアにも配慮した支援など、庁内・外の関係機関との連携により被害者の安全確保と自立支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課
(29)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルター※ ¹³ へ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。	企画政策課 (関係各課)
(30)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
(31)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課 (関係各課)
(32)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。 ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援	保育課 学務課 指導室 (関係各課)

※¹³ 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者のための緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

施策の方向（３）相談・連携体制の整備・充実

被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談機能の強化や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を進めます。

施策① 相談体制の整備・強化

NO	事業名	事業内容	担当課
(33)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課
(35)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVIに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課 (関係各課)

施策② 連携体制の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(36)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課 (関係各課)
(37)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課

主要課題 4

ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと並び男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つとなっています。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあります。

ストーカーやセクシュアル・ハラスメントに対しては、国による「ストーカー規制法」の制定や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止措置が義務化されました。本市では「配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱」等に準じた対応の整備や苦情処理窓口の設置等を実施しています。

虐待に対しては、児童・高齢・障がい者の各分野における法制度の整備が進められていることを受け、庁内のさまざまな部署や関係機関が連携し、適切な対応・支援に努めています。

さらに、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントや、近年では、スマートフォンなどの情報通信機器の広がりに伴い、「リベンジポルノ^{※3}」のような個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為は男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高めるとともに、適切な対応・支援体制づくりが必要です。

施策の方向（1）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、 虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント等の防止について啓発するとともに、ストーカーや虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(38)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。 ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課 (関係各課)

NO	事業名	事業内容	担当課
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	<p>児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、権利擁護に関する啓発 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・高齢者虐待防止専門ケア会議の開催 ・障害者虐待防止センターの運営 	子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課

主要課題5

生涯を通じた心と身体 の健康支援

男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたって心身ともに健康であること、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合うこともまた基本的な条件といえます。

そのため、一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

女性には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠や出産は女性の心身とその人生設計に大きな影響を及ぼしうることから、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）^{※14}は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要となっています。

本市では、各種健（検）診、食育、健康教育・相談、母子保健サービス、青少年に対する健康を脅かす問題についての教育・啓発などを通じ、市民一人ひとりの年代や状況に応じた主体的な健康づくりを促すとともに、総合的な健康支援に取り組んでいます。

近年では、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加など、新たな健康課題も生じています。そのため、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、今後も引き続き、互いの性や身体的特性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援するとともに、相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

※14 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

施策の方向（１）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(41)	妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。	健康課
(42)	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。 ・妊婦健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診 ・妊婦歯科健康診査、産婦健康診査	健康課
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課
(44)	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供に努めます。	健康課 企画政策課

施策の方向（２）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくり支援を行うとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供します。

施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(45)	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。 ・特定健診、特定保健指導 ・集団健康診査 ・各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等） ・骨粗しょう症検診	保険年金課 健康課

NO	事業名	事業内容	担当課
(46)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課
(47)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課
(48)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課
(49)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課
(50)	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	60歳以上の市民を対象に、体力維持とスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。	生涯学習課
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。 ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパー ^{※15} 養成研修 ・相談先の周知	自立生活支援課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・若年層の健康教室 ・メタボリックシンドローム予防教室	健康課
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室

※15 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

主要課題 6

困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

人口や世帯の構造の変化と相まって長期的に低成長経済が続く中、単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の増加、格差や生活保護には至らない相対的貧困層の増加、子どもの貧困問題など、生活上の困難が幅広い層へ広がりつつあります。

このような中、平成 27 年（2015 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法では、自立相談支援事業の実施を市町村に義務付けるなど、セーフティネットによる支援体制の強化が必要とされています。

特に女性は、出産や育児による就業の中断、再就職の難しさからくる非正規雇用の多さなどにより、年齢を問わず貧困などの困難に陥りやすい状況に置かれています。また、これらが生じる背景には、依然として根強い固定的な性別役割分業意識があり、男女共同参画社会の実現という観点からも対策が求められています。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

NO	事業名	事業内容	担当課
(55)	要支援家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・産後支援ヘルパー、養育支援ヘルパーの派遣	子育て支援課
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。	子育て支援課

施策の方向（２）自立した生活への支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課
(57)	★ 生活困窮者自立 相談支援事業の 実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課
(58)	「女性総合相談」 の充実	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課
(59)	「ひとり親・女性 相談」の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。	子育て支援課
(60)	庁内の相談体制 の充実と相談機 関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課

基本目標 II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題 1

働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

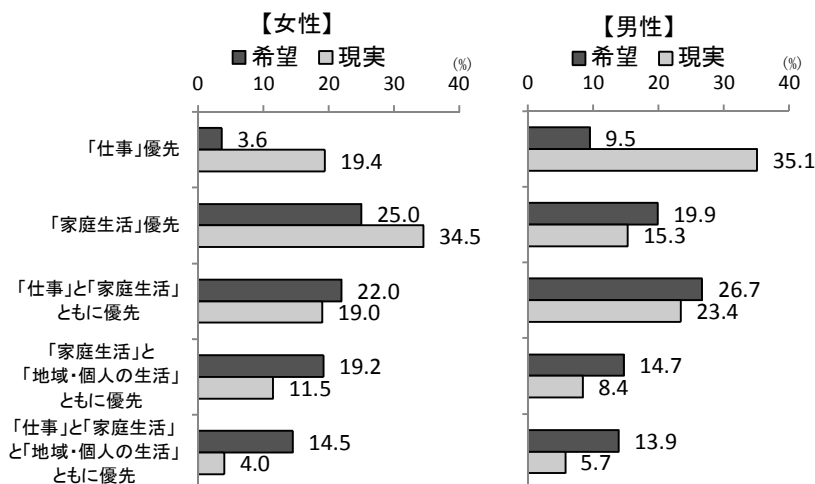
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現には、まず第1に、性別にかかわらず、それぞれの価値観に基づいた、多様な働き方を選択できる環境が必要です。

しかし実態は、男性・正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加・固定化など、就労をめぐる環境は難しさを増しているといえます。市民意識調査の結果においても、理想としては仕事と生活の調和を図りたいと考える人が多いものの、現実には、男性を中心に、仕事優先の生活をしている人が多いことが分かります。

人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりは我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっており、平成27年(2015年)12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画においては、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の着実な推進を大きな柱として取り上げています。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は整いつつありますが、実際に望んでいるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のあり方には程遠いのが現状です。働きやすく、自らの能力の向上や活躍をめざすことができる社会に向け、働き方に関する制度・意識の改革を、事業者、労働者双方に促していくことが必要です。

生活における優先度



平成27年度
「小金井市男女平等に
関する市民意識調査」

施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

NO	事業名	事業内容	担当課
(61)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課 (関係各課)
(62)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・メンタルチェックシステムの活用	経済課 (関係各課)
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	企画政策課 経済課
(65)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課

主要課題 2

家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

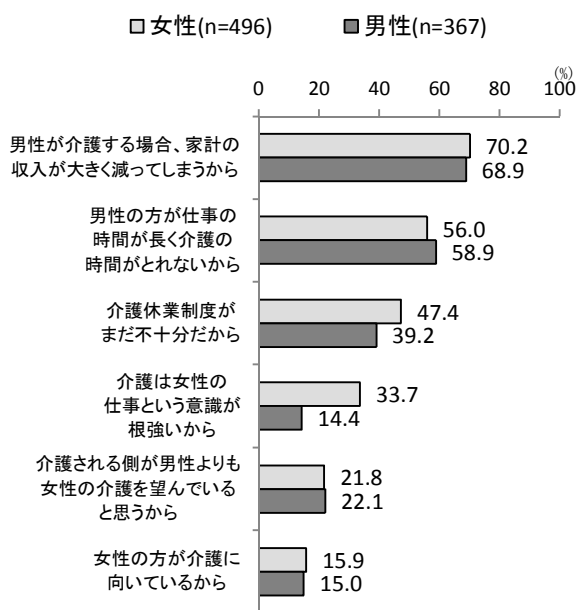
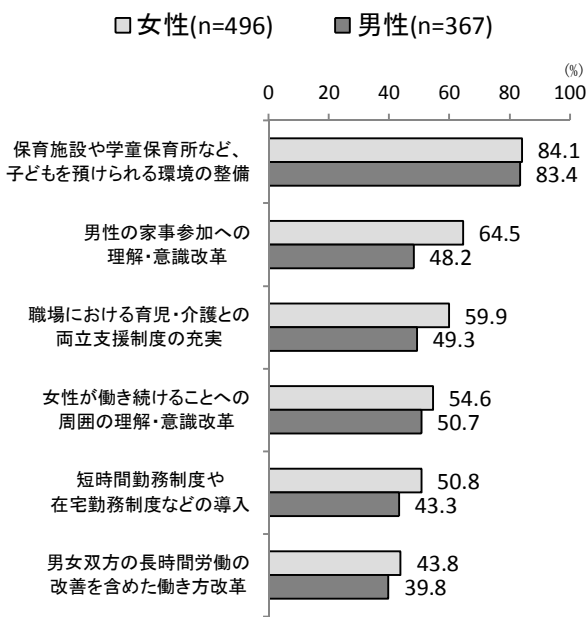
男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

本市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきました。しかし、市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が依然として多くなっています。また、介護が女性負担となりがちな理由として、「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が最も多くあげられており、家事・育児・介護等のワーク・ライフ・バランスを支える環境は決して十分とは言えないことがうかがえます。

さらに最近では、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする中高年男性の介護離職も問題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに、家事・育児・介護等に参画できるよう環境整備に努めるとともに、多様化する子育てニーズや高齢者・障がい者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、各家庭の状況に応じた社会的支援を充実することが求められています。

女性の就労継続のために必要なこと（上位6項目） 介護が女性負担になりがちな理由（上位6項目）



平成27年調査「小金井市男女平等に関する市民意識調査」

施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(66)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課
(67)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課
(68)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	<p>出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援 	健康課 子育て支援課
(69)	親子で交流できるひろば事業の推進	<p>親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」 	子育て支援課 児童青少年課
(70)	★放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課
(71)	子育てに関する情報提供・相談の充実	<p>育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他 ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 	健康課 子育て支援課 保育課

施策の方向（２）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担っていけるよう、介護を支えるサービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	<p>介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護サービス利用ガイドブックの発行 	介護福祉課
(73)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課
(74)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

施策の方向（３）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、育児や介護、地域活動に参画するきっかけとなるよう、さまざまな機会を提供していきます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(75)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課
(76)	★父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	<p>出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室 ・プレママ・プレパパ支援事業（市立保育園での保育見学、子育て相談等） 	健康課 子育て支援課 保育課

NO	事業名	事業内容	担当課
(77)	★ 父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。 ・「お父さんと遊ぼう」「お父さんのあつまり」、親子あそびひろば『ゆりかご』での交流の推進 ・児童館の子育てひろば	子育て支援課 児童青少年課
(78)	家族介護者への支援の充実(再掲)	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

NO	事業名	事業内容	担当課
(79)	★ 男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館
(80)	★ 地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課

女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）

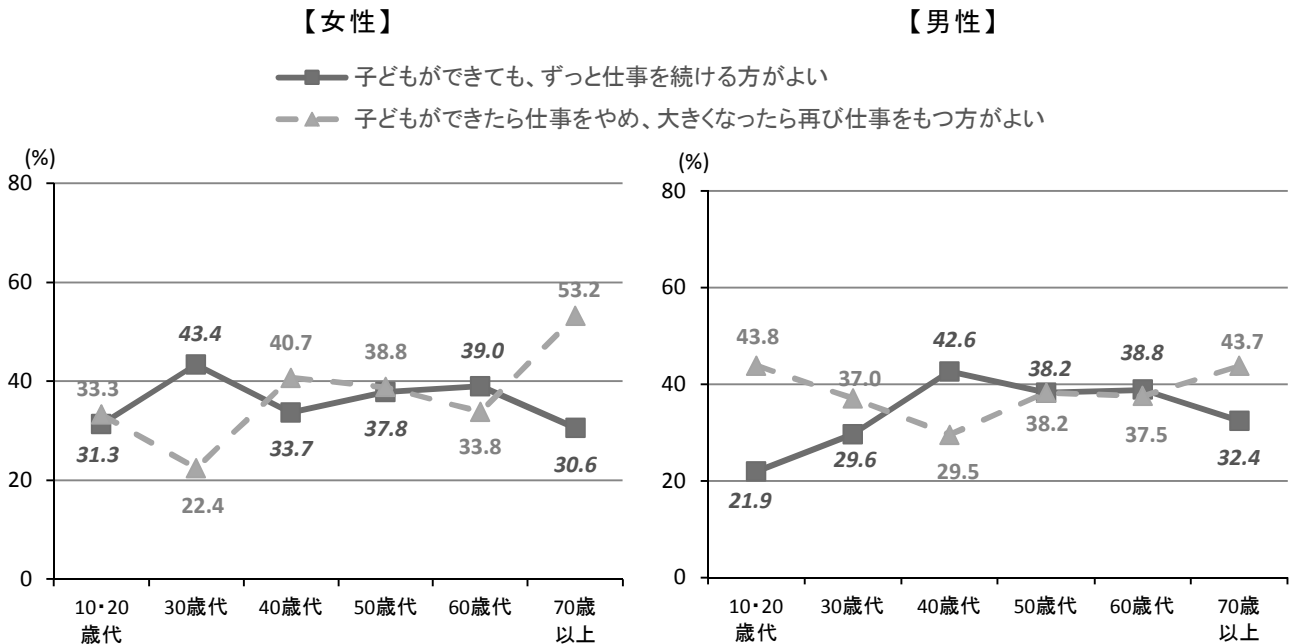
就労は経済面だけでなく、精神的、社会的自立のための重要な手段です。価値観やライフスタイルが多様化する中、就労の形態もさまざまな形が登場していますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「女性活躍推進法」は、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付けるものであり、女性の職業生活における活躍を大きく加速させるものとなっています。

平成 22 年（2010 年）の国勢調査から本市の女性の 5 歳階級別の労働力率をみると、30 歳～44 歳にかけて減少するいわゆる M 字型となっており、出産や子育てによって離職する女性が多い現状がうかがえます（P17 参照）。一方、市民意識調査の結果からは、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」や「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と考える人の割合が全体的に高く、特に女性の 30 代では「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」を選ぶ人が多くなっています。

働く女性を支援する法律の整備とともに雇用側においても女性の積極活用や働き方改革の動きが進んできています。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

女性が仕事を持つことについての考え



平成27年調査「小金井市男女平等に関する市民意識調査」

施策の方向（１）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、労働に関する情報提供や支援講座の充実に努めます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課
(81)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課 子育て支援課
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課
(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	担当課
(86)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課
(87)	家族経営協定 ^{※16} の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課
(88)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課

※16 家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内で行われるルールの中で、労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合って定めようとするものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

主要課題 4

市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。また近年では、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域の力で解決する地域コミュニティづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。

市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。団塊の世代が多い本市においては、今後ますます地域活動への意欲を持った市民の増加が見込まれ、だれもが参加・参画しやすい環境を整える必要があります。

また、地域活動に参加している女性は多いものの、組織の長や団体のリーダーは依然として男性が多いのが現状です。地域づくりにおいても、女性の活躍が大いに期待されています。これまで以上に、地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメント^{※17}に注力していく必要があります。

施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、男女が互いに協力しあう中で、リーダーとして活躍する女性の増加をめざします。

施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容	担当課
(89)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課
(90)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。 ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催	生涯学習課
(91)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課

※17 エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

NO	事業名	事業内容	担当課
(92)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課
(93)	児童館ボランティアリーダーの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組みます。	児童青少年課
(94)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	<p>地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会 	生涯学習課
(95)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題 1

政策・方針決定過程への男女の参画

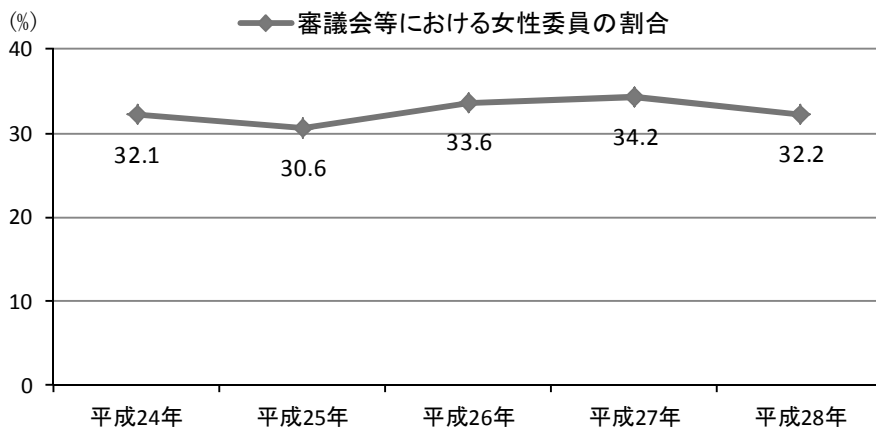
日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野で、政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方が取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。

本市では審議会等に参画する女性委員の比率 50%を目標に掲げ取組を進めてきましたが、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在 32.2%と目標には及ばない状況であり、引き続きさまざまな分野における意思決定の場への女性の積極的な参画を促していく必要があります。

特に、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災においては、備蓄物資や救援物資の内容、避難所運営等において、女性や子ども、要支援者等のニーズに対する準備不足から生じる多くの課題が明らかとなりました。このような課題を解決していくためには、災害対策の検討や避難所運営等において、平常時から男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠です。

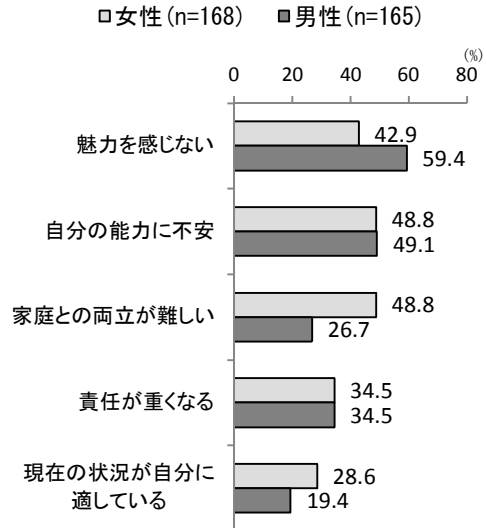
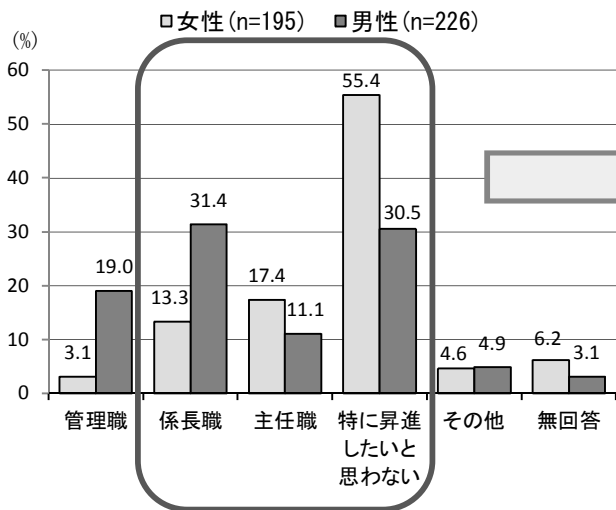
また、平成 27 年（2015 年）に実施した市職員意識調査では、「自分の能力に不安」「家庭との両立が難しい」などの理由により、昇進を希望しない女性職員が半数近くを占めており、指導的立場への登用に向けた庁内のキャリア支援を行うとともに、男女平等の視点に立った人材の適正配置に努める必要があります。

審議会等に占める女性委員の割合



※各年 4 月 1 日現在

希望する役職 上級職を望まない理由（上位5項目）



平成27年調査「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」

施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率 50%を目標に取り組を進めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、男女双方の積極的な参画を促します。

施策① 男女の市政参画の促進 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(96)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課
(97)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課
(98)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課 指導室

主要課題 2

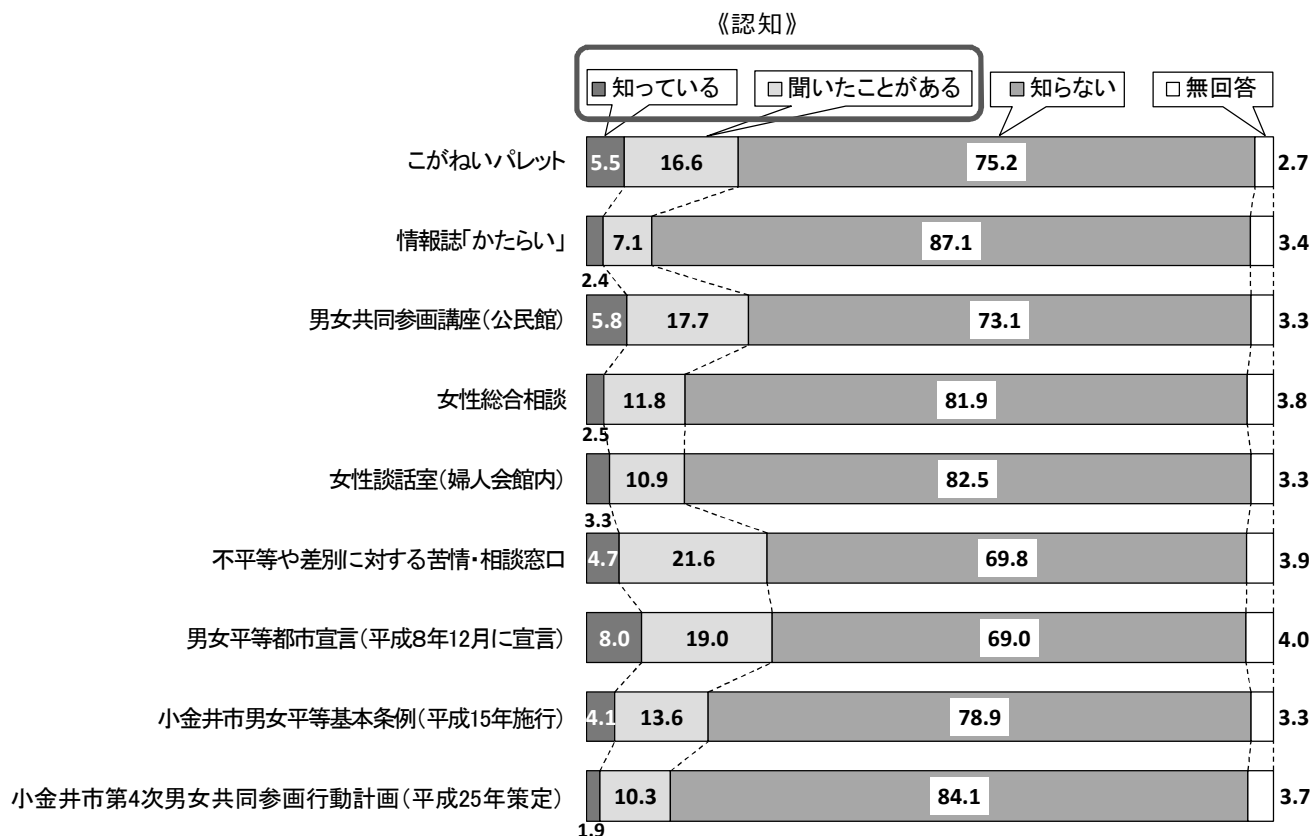
市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、それぞれが主体的な取組を展開することが重要です。

本市では、平成 16 年（2004 年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、本市の男女平等の歴史は市民の草の根的活動から始められており、平成 15 年（2003 年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

今後も、市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況



平成27年調査「小金井市男女平等に関する市民意識調査」

施策の方向（１）市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働

NO	事業名	事業内容	担当課
(99)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課
(100)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行 ・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施 ・提案型協働事業の実施 ・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施 	企画政策課 コミュニティ文化課 職員課

施策② 参画を促す環境づくり

NO	事業名	事業内容	担当課
(101)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課
(102)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課
(103)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課

主要課題 3

推進体制の充実・強化

男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたります。そのため、行政の果たす役割は大きく、庁内における連携体制の確立はもちろん、施策の担い手である市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進める必要があります。

平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性活躍推進法」においては、地方自治体は地域の男女共同参画のモデルとなるべき事業主であることから、市町村においても事業主体としての行動計画を策定することを義務付けています。これに基づき本市では、平成 28 年（2016 年）4 月に「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は 16.4%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっており、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に努める必要があります。

計画の推進体制については、庁内に「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、年度ごとに施策や事業の実施状況を調査しています。またその結果を、公募市民や関係団体、学識経験者等により構成される「男女平等推進審議会」に諮り、検討結果と提言を各課へフィードバックすることにより施策の効果的な推進に反映していきます。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画の推進体制を整備するとともに、関係各課の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に本計画を推進していきます。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課
(104)	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課 指導室
(105)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実に実行するため、毎年度、各施策の進捗状況の点検・評価・公表を行います。

国や都、近隣自治体等の施策に関する情報を把握するとともに、必要に応じて連携して事業を実施します。

施策① 計画推進体制の整備

NO	事業名	事業内容	担当課
(106)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課
(107)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課
(108)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
(109)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。 ・多摩3市男女共同参画推進共同研究会の開催	企画政策課

資料編

1 策定経過

(1) 第6期・第7期男女平等推進審議会開催経過

		開催日	審議事項
第6期	第6回	平成27年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画(案)の諮問 ・計画策定事業概要について ・計画策定スケジュール(案)について ・男女平等に関する意識調査(市民意識調査及び市職員意識調査)の調査項目及び調査票(案)について
	第7回	平成27年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識調査結果概要について ・第4次男女共同参画行動計画の推進と計画策定についての提言(案)の検討について
	第8回	平成28年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画行動計画の推進及び今後の行動計画策定についての提言(案)の検討について
第7期	第1回	平成28年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、会長及び副会長の互選 ・諮問事項及び男女平等推進審議会(第6期)の提言について ・計画策定事業概要及び策定スケジュール(案)について
	第2回	平成28年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識調査結果(平成27年実施)について ・計画策定に当たっての基本的な考え方について ・市民懇談会及びパブリックコメントについて
	第3回	平成28年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画骨子(基本理念・基本目標及び計画体系)の検討 ・計画案検討スケジュール(案)について
	第4回	平成28年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画施策体系案について ・第4次男女共同参画行動計画施策実施状況に基づく事業素案について
	—	平成28年9月20日	(仮称)第5次男女共同参画行動計画策定に係る研修会(男女共同参画施策推進行政連絡会と合同開催)
	第5回	平成28年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画(素案)について ・市民懇談会の実施について
	—	平成28年10月16日	(仮称)第5次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会(場所:東小金井駅開設記念会館マロンホール)
	第6回	平成28年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会の結果について ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画(素案)及び重点施策について ・パブリックコメントの実施について
	第7回	平成29年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画(案)の確認について
第8回	平成29年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女共同参画行動計画(案)の答申案について 	

(2) 男女共同参画施策推進行政連絡会議開催経過

		開催日	審議事項
平成 27 年度	第1回	平成27年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画策定に係る検討会議スケジュール(案)について ・男女平等に関する意識調査の実施について
	第2回	平成27年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画策定事業概要について ・計画策定に関するスケジュール(案)について ・男女平等に関する意識調査(市民意識調査及び市職員意識調査)の調査項目及び調査票(案)について
平成 28 年度	第1回	平成28年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識調査の結果について ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画改定のポイント ・第4次男女共同参画行動計画における事業内容確認と課題抽出について
	第2回	平成28年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画骨子について ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画の体系及び素案の検討について
	—	平成28年9月20日	(仮称)第5次男女共同参画行動計画策定に係る研修会(男女平等推進審議会と合同開催)
	第3回	平成28年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会の結果について ・(仮称)第5次男女共同参画行動計画素案(パブリックコメント案)について ・今後のスケジュール等について

2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿

第6期

自平成26年1月23日

至平成28年1月22日

区分	所属	氏名
学識 経験者	民生委員・児童委員	井爪 利恵子 <small>いづめ りえこ</small>
	フェリス女学院大学教授	◎井上 恵美子 <small>いのうえ えみこ</small>
	東京学芸大学准教授	○遠座 知恵 <small>えんざ ちえ</small>
	市立小中学校長会	神田 正美 <small>かんだ まさみ</small>
	国際ソロプチミスト 東京一小金井	本川 交 <small>ほんがわ よしみ</small>
公募市民		小野寺 千鶴子 <small>おのでら ちづこ</small>
		加藤 由喜枝 <small>かとう ゆきえ</small>
		瀬上 ゆき <small>せのうえ ゆき</small>
		濱野 智徳 <small>はまの ともり</small>
		藤田 とよみ <small>ふじた とよみ</small>

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は五十音順

第 7 期

自平成 28 年 1 月 23 日

至平成 30 年 1 月 22 日

区 分	所 属	氏 名
学識 経験者	民生委員・児童委員 (主任児童委員)	うらの ともみ 浦野 知美
	東京学芸大学准教授	○えんざ ちえ 遠座 知恵
	市立小中学校長会	かんだ まさみ 神田 正美
	国際ソロプチミスト 東京一小金井	ほんがわ よしみ 本川 交
	東京農工大学副学長 (女性未来育成機構長)	みやうら ちさと 宮浦 千里
公募市民		おの ちづこ 小野寺 千鶴子
		○さとう ゆりこ 佐藤 百合子
		せのうえ ゆき 瀬上 ゆき
		はまの ともり 濱野 智徳
		ひの えりこ 日野 絵里子

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は五十音順

3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱

平成5年4月8日制定

改正

平成9年4月1日
平成11年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成19年4月1日
平成21年4月1日
平成24年6月26日
平成25年4月1日
平成27年4月15日要綱第45号
平成28年4月25日要綱第73号

(目的)

第1条 小金井市における男女共同参画施策を推進するため、行政内部において連絡調整を図り問題解決に向けての検討を効果的に進めるために、小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、男女共同参画施策における各分野についての問題点、課題、方策等を明らかにし、新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画の策定に係る検討を行い、策定後は推進状況を把握するとともに、必要事項について調査、研究し、検討を行うものとする。

2 市長が必要と認めた男女共同参画施策に係る私的諮問機関等が設置された場合は、機関が要望又は指摘する事項の協議、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 連絡会議の議長は、企画財政部長とし、各部及び行政委員会のうち、部制の置かれた次に掲げる各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者をもって組織する。

- (1) 企画財政部 企画政策課長、男女共同参画担当課長、広報秘書課長
- (2) 総務部 総務課長、地域安全課長、職員課

長、管財課長

(3) 市民部 市民課長、コミュニティ文化課長、経済課長、保険年金課長

(4) 環境部 環境政策課長

(5) 福祉保健部 地域福祉課長、生活福祉担当課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長

(6) 子ども家庭部 子育て支援課長、保育課長、保育政策担当課長、児童青少年課長

(7) 都市整備部 都市計画課長

(8) 学校教育部 庶務課長、学務課長、指導室長

(9) 生涯学習部 生涯学習課長、図書館長、公民館長

2 新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定するに当たり議長が必要と認めるときは、別に組織する男女共同参画社会の実現を目指す小金井市行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。委員会についての要領は別に定めるものとする。

3 議長が必要と認めるときは、第1項に規定する者以外に、協議事項に関係のある課長職者及び職員の出席を求めることができる。

(招集等)

第4条 連絡会議は、必要に応じて開催することとし、議長が招集する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

付 則

この要綱は、平成5年4月8日から施行する。

付 則 (平成9年4月1日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年6月26日)

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月15日要綱第45号)

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

付 則 (平成28年4月25日要綱第73号)

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

4 男女共同参画に関する動き

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	○国会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 ○総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置(9月)	○東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置 ○「国連婦人の十年」スタート(～1985年)	○民法改正(離婚後婚氏統稱制度の新設)(6月) ○第1回日本婦人問題会議開催	○「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○「国内行動計画前期重点目標」決定 ○国立婦人教育会館開設(10月)	○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ○婦人相談センター開設	○「福祉を語る婦人のつどい」第1回開催
1978年 (昭和53年)			○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会で「女子差別撤廃条約」採択(12月)		○東京都婦人情報センター開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月) ○「女子差別撤廃条約」署名式	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○女子差別撤廃条約署名(7月)	○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	○市議会において「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」採択
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効(9月) ○ILO第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(ILO総会)	○「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) ○母子福祉法改正(「母子及び寡婦福祉法」と改称)(6月)	○「東京都婦人問題協議会」設置 ○「諸外国への女性派遣事業」実施	
1982年 (昭和57年)	○国連総会「国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言」採択			
1983年 (昭和58年)			○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)		○福祉部保育婦人課に「婦人施策推進室」設置 ○婦人問題懇談会を設置(年内解散) ○「婦人行動計画」策定

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○国民年金法改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ○労働基準法一部改正(施行は1986年) ○女子差別撤廃条約批准(6月)		○市報こがねい「婦人のひろば」設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○婦人問題会議設置(市民) ○「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行(4月)		○「婦人関係行政連絡会議」設置(庁内) ○「福祉を語る婦人の集い」10年史発行 ○「婦人問題を考えるくらしとことば」発行 ○「婦人団体・グループ名簿」発行
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		○婦人行動計画推進のための提言(婦人問題会議) ○第1回「こがねい女性フォーラム」の開催 ○「作文集 女性の自立・男性の自立」発行
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)		○第2期「婦人問題会議」設置(市民) ○「婦人問題相談事業」開始 ○婦人会館内に「婦人談話室」を設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○情報誌「かたらい」発行
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月) ○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)		
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総会)		○東京都男女平等参画推進会議設置 ○東京都男女平等参画審議会設置	○婦人行動計画推進のための提言(第2期婦人問題会議) ○第3期「婦人問題会議」設置(市民) ○女性海外派遣事業開始 ○「婦人問題を考えるくらしとことば そのII」発行 ○「市報こがねい婦人のひろば—5年のあゆみ—」発行

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ○「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織改正により、「福祉部保育婦人課婦人施策推進室」から「企画財政部広報広聴課女性施策推進室」へ移管 ○「国内交流集会」市民宿泊参加(1997年まで) ○「男女平等に関する意識と生活実態調査」実施
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業法施行(4月) ○初の婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京女性財団設立(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀へ向け「男女平等推進小金井市行動計画」策定への提言(第3期女性問題会議) ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月) ○世界人権会議で「ウイーン宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行(12月) ○中学校技術・家庭科男女共修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○庁内推進組織再編成「女性施策推進行政連絡会議」設置 ○「女性行動計画策定検討委員会」発足(庁内)
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択(9月) ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(ILO総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月) ○「男女共同参画推進本部」発足(7月) ○「男女共同参画推進本部」設置 ○高等学校家庭科男女必修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○第2次行動計画「ともに生きる小金井市行動計画」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」成立 ○ILO第156号条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京ウイメンズプラザ」開館(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画研究会」設置(市民) ○第4回世界女性会議「NGOフォーラム北京」へ派遣
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)(6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等の女性参画推進に関する提言(男女共同参画研究会議) ○「こがねい女性ネットワーク」設立 ○男女平等都市宣言
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性人材リスト」作成 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月) ○「婦人週間」を「女性週間」へ改名 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「市報こがねい女性のひろば 5年のあゆみ—第2集」発行 ○「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」実施
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(4月) ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行(6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性市議会」開催 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)6月	○「ストーカー行為規制法」施行(11月) ○男女共同参画計画策定(12月)	○「東京都男女平等参画基本条例」施行(3月)	○情報誌「かたらい」の作成に市民編集委員制導入
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(1月) ○「DV防止法」成立 ○「男女共同参画週間」実施	○「東京都男女平等を進める会」設置	○一男女共同参画社会の実現をめざして「小金井市行動計画」策定への提言(第3期男女共同参画研究会議) ○組織名等の変更 ・「女性施策推進室」を「男女共同参画室」に ・「女性施策推進行政連絡会議」を「男女共同参画施策推進行政連絡会議」に ○(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会設置 ○「こがねい女性フォーラム」を「こがねいパレット」に改称して実施
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行(4月)	○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月) ○「配偶者暴力相談支援センター業務」開始	
2003年 (平成15年)	○女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立(7月)		○第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」策定 ○「男女平等基本条例」施行 ○「男女平等推進審議会」設置(市民) ○市報「女性のひろば」を「みんなのひろば」へ改称 ○「男女共同参画週間のつどい」第1回開催 ○情報誌「かたらい」を年2回に増やして発行
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(7月) ○「DV防止法」改正(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定		○男女共同参画団体・グループ名簿新規作成 ○DV相談緊急連絡先広報カード作成 ○国内研修事業参加補助を実施 ○苦情処理窓口及び苦情処理委員設置
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク・12月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女共同参画計画(第2次)策定(12月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○少子化・男女共同参画担当大臣設置		○「女性人材リスト」を新たに作成 ○「男女平等推進審議会(第2期)」設置(市民)

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「男女雇用機会均等法」改正 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織改正により「広報広聴課男女共同参画室」から「企画政策課男女共同参画室」へ移管 ○「男女共同参画週間のつどい」を「男女共同参画シンポジウム」に改称して実施 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ○「男女平等推進審議会(第3期)」設置(市民)
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月) 		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ○第1回女性に関するASEAN+3会合 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV相談ナビ」運用開始 ○「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「再就職支援講座」を(財)21世紀職業財団と共催 ○「男女平等推進審議会(第4期)」設置(市民)
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」施行(6月) ○第3次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力対策基本計画」策定 ○「再就職支援講座」を(財)東京しごと財団東京しごとセンター多摩と共催
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ○女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定にあたっての基本的考え方について」中間まとめ公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○デートDV防止啓発パンフレット作成
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等参画のための東京都行動計画策定(3月) ○東京都配偶者暴力対策基本計画改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第5期)」設置(市民) ○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」一部改正(6月) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○「ストーカー行為規制法」改正 ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 		<ul style="list-style-type: none"> ○「第4次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」を内包)策定 ○「多摩3市(小金井市・狛江市・国立市)男女共同参画推進共同研究会」設置
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本再興戦略」改定2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催(9月) ○内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第6期)」設置(市民)
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点2015」策定(6月) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(8月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)開催(8月) ○第4次男女共同参画基本計画策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第60回国連女性の地位委員会(3月) ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8階報告に対する最終見解(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点2016」策定(5月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性活躍推進白書策定(2月) ○「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」中間まとめ公表(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第7期)」設置(市民) ○「小金井市特定事業主行動計画(第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン)」策定
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> ○「第5次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」とともに「女性活躍推進計画」を策定し、内包)策定

5 用語集

※印の後の番号は対応する用語の本文中の注釈番号を示しています。

※ 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもち、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

※ 2 ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

※ 3 リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開するいやがらせ行為及びその画像をいいます。

※ 4 LGBT

Lesbian＝レズビアン（女性同性愛者）、Gay＝ゲイ（男性同性愛者）、Bisexual＝バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender＝トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）、これらの頭文字をつなげた言葉です。

※ 5 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

※ 6 ストーカー

同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

※ 7 M字（型）曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

※ 8 協働

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること。

※ 9 多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

※10 メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

※11 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度が「情報モラル」であり、それを各教科の指導の中で身につけさせることを情報モラル教育といいます。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容が含まれます。

※12 デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

※13 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者のための緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

※14 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

※15 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※16 家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールの中で、労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合っ定めようするものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

※17 エンパワメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

6 関係法令集

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の

対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

い。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関

係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項

は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律

第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の

事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の

援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行わ

れていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶

者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る

状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明

があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた

命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の

心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八
号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日
から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第
一項の改定規定並びに附則第四条第一項及び第二項、
第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、
第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平
成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施
行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等 (第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画 (第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第十八条—第二十五条)

第五章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものと

する。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定める

ものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

い。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である

中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体

に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実

施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとと

もに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 小金井市男女平等基本条例

平成15年6月26日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的計画等（第10条・第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する施策（第12条—第23条）

第4章 苦情の処理等（第24条・第25条）

第5章 男女平等推進審議会（第26条—第33条）

第6章 雑則（第34条）

付則

前文

女性と男性は、人として平等な存在であり、性差別は人権の重大な侵害である。この理念は、世界人権宣言にも、日本国憲法にもそれぞれ明確に述べられている。

小金井市では、女性による地域活動が半世紀以上前から始まり、これが当時の「婦人問題施策」に進展し、「小金井市婦人行動計画」の策定につながった。こうした女性たちの先駆的な社会参画への活動とこれらを背景とした市議会議員に占める女性議員の割合の高さなどは、小金井市の持つ特質の一つを成している。男女平等施策としては、国内外の取組に連帯し、平成8年には「小金井市男女平等都市宣言」を行った。

しかし、ジェンダーに基づく性差別は、意識的にせよ、無意識的にせよ、依然として根強く残っており、家庭、地域、学校、職場その他一般的な慣行などに、いまだ多くの課題を残している。このことは、少子高齢化、国際化、高度情報化が進展する環境にあつては、自由で活力ある社会の構築を阻害する要因となりうる。

個人が自らの意思と尊厳を持って生きていくには、すべての市民が個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮し、かつ、責任を分かち合う、男女平等社会の実現が緊急かつ重要な課題となっている。

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、その基本理念や総合的施策を明確にするために、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別にかかわらず個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、互いに責任を分かち合う社会
- (2) 男女共同参画 男女平等社会の実現のために、男女が対等な立場で問題解決のために共同参画すること。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じていると見られる場合には、格差は正のために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
- (4) ジェンダー 生物学的な性別とは区別して使われる社会的、文化的に形成された性差
- (5) ジェンダー統計 ジェンダーの視点で男女間の不平等の状況を数量として把握するため、性別区分をもつ統計
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に精神的、経済的その他の不利益を与えること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又はかつて配偶者関係にあった者に対する暴力的行為（身体的、精神的、経済的、性的その他の苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）並びに当該暴力的行為に起因する子及び高齢者への暴力的行為
- (8) 市民 性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人
- (9) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体
- (10) その他の団体 前号の規定による団体以外のすべての市内の団体
(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女平等社会を基本理念として促進されなければならない。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保される社会
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮される社会
- (3) すべての個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保される社会
- (4) 男女が、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会
- (5) 男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下に行われる社会
(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の実現のために、男女共同参画による総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たって、市民、事業者、その他の団体、他の市区町村、東京都及び国と相互に連携、協力及びその他必要な支援を図ることができるよう努めるものとする。
(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、第3条の基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等社会の実現が事業活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。
(その他の団体の責務)

第7条 その他の団体は、男女平等社会の実現が団体活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 その他の団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべて的人是は、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 すべて的人是は、あらゆる場において、セクシュアル・

ハラスメントを行ってはならない。

- 3 すべて的人是は、家庭内等において、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。
(市民に表示する情報に関する措置)

第9条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等その他性差別を助長する表現が行われないよう必要な措置を講ずる。

- 2 学校教育その他のあらゆる教育にかかわる者は、男女平等に関する教育の一環としてメディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めなければならない。

第2章 基本的計画等

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、小金井市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合においても適用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、小金井市男女平等推進審議会に、市の施策に関し男女平等社会の形成の観点からの評価及び意見を聴き、その概要を公表するとともに、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し公表するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(男女平等の意識づくりに関する啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、男女平等及び人権尊重の意識啓発のため必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、メディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を身につけるための措置を講ずるものとする。

(家庭、地域、職場、学校等における暴力の根絶)

第13条 市は、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場所における身体的又は精神的暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

(個性及び能力が発揮される教育活動等の推進)

第14条 市は、学校教育その他生涯のあらゆる教育活動及び学習活動並びに保育の場において、男女が互いの人

格を尊重し、性別にかかわらずその個性及び能力を十分に発揮できるような取組を促進するため、環境の整備を進めるとともに、その取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生涯を通じた男女の健康支援等)

第15条 市は、男女が生涯にわたり心身の健康を享受できるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性及び子を産み育てることについて、理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、女性が妊娠及び出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性の生涯にわたる心身の健康の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第16条 事業者は、雇用の分野において、男女平等の推進に努めるものとする。

2 事業者及びその他の団体は、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する要因の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者及びその他の団体は、性別にかかわらず、意思決定の過程に男女が共同参画する機会が確保されるよう努めなければならない。

4 事業者及びその他の団体は、男女が職場における活動、家庭生活等における活動との両立のために必要な環境づくりに努めるものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第17条 市は、女性職員の募集、登用及び職域の拡大について総合的かつ計画的な取組を推進するものとする。

2 市は、市の職場において次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 男女の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援するための措置

(2) セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害のない環境をつくるための措置

3 市は、附属機関その他の合議制の機関の委員その他の構成員の選任に当たっては男女双方の利益を損なわないよう配慮するものとする。

(刊行物等に対する配慮)

第18条 市は、刊行物等を作成するに当たっては、男女平等を阻害するような表現等がないよう配慮しなければならない。

(補助金の交付を受けた者に対する助言)

第19条 市は、市が単独で支出する補助金の交付を受けた者に対し、その者の方針の立案及び決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の形成に関する取組状況について必要があると認めるときは、報告を求め、助言を行うことができる。

(調査研究、情報の収集及び分析)

第20条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研

究を行うものとする。

2 市は、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、男女平等社会の形成に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のために、ジェンダー統計の整備及び作成をするものとする。

(普及及び広報)

第21条 市は、市民、事業者及びその他の団体の男女平等社会についての理解を促進するために、必要な普及及び広報活動に努めるものとする。

(拠点機能の整備等)

第22条 市は、男女共同参画施策を実施し、男女共同参画施策への取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 苦情の処理等

(苦情処理窓口の設置)

第24条 市長は、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を受け、これを適切かつ迅速に処理し又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに適切かつ迅速に対応するための苦情処理窓口を置く。

2 苦情又は相談は、前項の苦情処理窓口を通じて行うものとする。

3 市長は、前項の規定により苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

4 市長は、第2項に規定する苦情や相談を受けた場合、小金井市男女平等推進審議会に報告するものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置)

第25条 市長は、苦情又は相談について、適切かつ迅速に処理し、又は対応し、前条第3項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「処理委員」という。)を置くことができる。

2 処理委員は、2人とし、男女平等問題について深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 処理委員は、前条第3項の事務を処理するに当たり、必要があると認められるときは小金井市男女平等推進審議会と連携を図る。

4 処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情又は相談に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 男女平等推進審議会

(設置)

第26条 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会は、男女共同参画施策について調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることができる。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定その他男女平等社会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
- 3 審議会は、必要に応じて男女平等社会の形成に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- 2 委員の男女構成については、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第31条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第32条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者、その他の団体その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第33条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参

画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画は、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなす。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

小金井市第5次男女共同参画行動計画

発行：平成29年（2017年）3月

編集：小金井市 企画財政部企画政策課 男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

電話 042 (387) 9853 F A X 042 (387) 1224

ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp>

古紙を配合しています